

令和2年度第2回 滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：令和2年(2020年)10月27日(火)

14時00分～16時00分

場所：滋賀県農業教育情報センター2階第3研修室

出席委員：

12名中10名出席

出席：荒木委員、内海委員、櫻井委員（代理：徳丸様）、籠谷委員、酒井委員、中村委員、
西野委員、畑田委員、前畑委員、山崎委員

欠席：石川委員、石谷委員

議題： 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更について

配布資料

- 委員名簿・配席表
- 資料1 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案（概要）
- 資料2 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更骨子案
- 資料3 重要拠点区域と生態回廊
- 参考資料 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和2年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は12名中10名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・自然環境保全課長から挨拶があり、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・議題について審議がなされた。

議題： 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更について

<事務局から滋賀ネットワーク長期構想の概要について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

長期構想の変更案となっているが、改訂版を出すという解釈でよいのか。2020年とかを付けずに、そのままのタイトルで単なる変更という形でいくのか。

事務局：

そのとおり、変更ということであるが、今から、資料1を踏まえて説明させていただく

委員：

ネットワーク長期構想の位置づけについて、ネットワーク長期構想は、当初は地域戦略という形で位置づけされたものであったが、そのあと、新たに県の生物多様性地域戦略を策定するという話になったが、そうすると、ビオトープネットワーク長期構想と県の生物多様性地域戦略の関係を教えてほしい。

事務局：

長期構想については、2050年頃の滋賀県の自然環境・野生動植物の生息・生育環境の保全、再生、ネットワーク化を目指した長期的な構想であって、地域戦略は、生物多様性しが戦略で、5年ごとの数値目標を定めた短期の計画があり、それをもって施策を推進していくというものである。よって、長期構想と地域戦略があるという位置づけである。

追加で説明させていただくと、野生動植物の共生に関する条例に基づいて、地域戦略は第8条に基づき、長期構想については、第9条に基づき計画を策定することになっている。

委員：

そうすると、長期構想をもとに地域戦略があるというものなのか、両者は並列という関係にあるのか、その位置関係について、教えてほしい。

事務局：

長期構想と地域戦略の明確な上下関係があるというわけではなく、並列関係のような考え方を示したものと考えている。

委員：

そうすると、今回のネットワーク長期構想の見直しで決めた内容は、地域戦略にも反映されると理解してよろしいか。

事務局：

地域戦略については、来年度改定を考えている。現在国では、国家戦略改訂の検討がされているが、世界的には、生物多様性条約の議論が今年度はコロナの影響で延期となっており、来年度に議論が持ち越しとなっている状況であり、そうした国内外の動きをみながら、県の地域戦略の改訂を検討していきたい。

事務局：

<事務局から滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の変更案について資料1～3を用いて、説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

長期構想の変更の根拠で、共生条例の第9条に基づくということであったが、前条第3項から第5項までの規定は、長期構想の策定および変更について準用するとあるが、資料の第8条をみると省略され、分からなくなってしまうが、その中に何年かごとに長期構想を見直すという内容の記載があるという理解でよいのか。

事務局：

資料の第8条を省略してしまっていたので、読み上げさせていただく。（第8条第3～5項を読み上げ）

この内容は、省略すべきではなかったのでお詫びします。

委員：

その場合、この3項の中に、見直す時期とか見直す必要性についての言及はないのか。ない場合、今回長期構想を見直される理由はどういったものなのか。

事務局：

お配りしている冊子の4ページに記載にある長期構想の点検・見直しという項目において、おおむね10年おきにモニタリング成果を整理・評価・分析をした結果に基づいて、見直しを行うとされていることから、今回見直すということになった。

委員：

2点質問したい。長期構想の中で重要拠点区域を定められているが、このコアエリアに指定されていることで、土地利用に制限が生じたりとか、保護区に指定する等の根拠になるものなのか。

事務局：

絶滅危惧種対策におけるレッドリストと法令での規制対象種の関係のようにお考えいただきたい。すなわち、今回お示しするのは、重要であるという地域であって、今先程おっしゃたように、必要に応じて保護区のような規制のかかる枠組みを別にもっているので、それを指定・選定するときの根拠資料になるということが1点。もう1点は、我々が環境行政を進めていく中で重要であると定めておくことで、規制はないけれども、いわゆるお願いをするときの材料というか、緩やかな規制という形で扱っているものである。

委員：

2点目の質問で、今回ECO-DRRの考え方を入れたということが、今回の大きな変更点になっているのではないかと理解している。これまでの環境保全という観点と防災・減災という観点は、地域を選ぶ際に、かなり影響を与えると思うのだが、今回のコリドー、エリアの選定において、防災・減災の観点から考えて、なにか影響はあったか。

事務局：

現在、防災・減災の観点、注目されているが、河川やエリアを選ぶ上での選定根拠にはしていない。だが、社会的な要請の点において、両者はうまく共存することは可能であると考えているので、それはこの長期構想の書きぶりに反映させたいという意図がある。

委員：

資料2の案について教えてほしいのだが、新規と書いてあるところの下線部については内容の変更で、新規と書かれていないところの下線については、情報の更新とか現在の状況に合わせて書き加えたところという認識でよかったか。

事務局：

その認識で合っている。

委員：

エコロジカル・コリドーは、コア・エリアを繋ぐところとして河川に限らないと思うのだが、今回選定されているところを見ると、コア・エリアは、陸域で、コリドーは、河川になっているが、言葉の意味からみると、必ずしもコア・エリアを繋ぐコリドーということになっていないのではないかと思うのだが、それは、意図があってこのように設定されたものなのか。

事務局：

当初、長期構想の策定に向け、重要なエリアを選んでいく際に、入ってくる情報のほとんどが陸域の情報であるため、コア・エリア選ぶ際は、陸上の景観、保護区、生体的特徴を有するエリアなどが視点に含まれるのだが、なかなか水の中の生き物がうまく指定できなかったという事情があった。一方で、河川の場合、ハリヨが泳いでいるような河川が町中を流れているというような例があるように、水生生物の生育場所という観点で河川を指定していくのは、重要であるが、生態系レッドブックの選定と同様には難しいという背景があった。一方で、エコロジカル・コリドーについては、本来であれば稜線伝いの緑の回廊というものも検討していかなくてはいけなかったが、そこまで踏み込めていないという状況で、陸域と水域の配慮ということで、抜けおちがちだった水域の配慮としての河川の選定として、今回の追加された河川については、水生生物の生息場所という観点から非常に重要度の高い場所を新たに追加したということになっている。

委員：

そうするとなおさら、コリドーではなくて、そこを重要拠点区域にするという形にならないのか。

事務局：

今回の見直しの1つの点になるのだが、生体回廊が重要拠点区域間を繋ぐ経路として役割だけでなく、滋賀県としての定義づけとなるが、そこに生物が住む、すなわち生物の生息環境であるという意味合いも含めた生体回廊という新たな定義づけを明文化しておきたいと思っている。

委員：

一般的な認識とズレがあると、よほどしっかり読みとらないと認識しづらいものではないかと思う。

委員：

今の話に関連して、生体回廊として琵琶湖と河川を結ぶというような概念が必要になってくると思うのだが、そうすると指標種として、琵琶湖と河川を行き来するような生き物が対象になってくると思うのだが、回廊という視点で見たときの指標種は、ビワマスや鮎などが考えられるが、そういう指標種がいる河川はここで、その河川にはその機能があるというような書きぶりが必要になってくると思う。あと、もう1つ先程、中井さんがおっしゃった10年前の指標種の情報は、陸域からの情報がほとんどだということは、そのとおりだと思うのだが、その後琵琶湖については、私たちも湖岸については、いくつかの類型化を行っているので、10年前から新たに付け加わった情報も付け加えた上で、奥伊吹は、岩石湖岸、湖東は、砂浜湖岸、湖北と湖西は、ヨシ湖岸というような形で、きちんと類型化をして、全て文章としては書かれているので、認識として、コリドーの概念と類型分けと指標種という形で、整理すると、読む側も理解しやすくなるのではないかと思う。

もう1つ、手続き上の問題であるが、現在レッドデータブックの改訂作業が行われているが、会議資料に書かれている希少種は2016年の少し古い希少種になっている。レッドブックも来年度3月に改訂予定であると思うのだが、それらの内容も含め最新のものに反映していただけたらと思う。

事務局：

今回の皆様に提示しているものは、先般行われた専門家会議において、部分的にレッドデータブックのカテゴリーが形容詞として掲載されているが、そこでのカテゴリー表記はなしにして種名だけでいくべきではないかという意見があった。そのような指標種のデータがあるものについては、レッドリストのカテゴリーに関わらず、環境の指標として選んでいき、今回のレッドブックの改訂の中で重要視されているものを含んで選ぶことができたらよいなと考えているので気をつけていきたい。

委員：

ネットワーク長期構想の見直しにモニタリング成果を活用して見直しをするという話だったと思うのだが、①のところではモニタリング整理・分析した結果は記載しないでおくと書かれているが、これがないとネットワークのどの部分をどのように見直すかが分からないのではないかと思うのだが、そもそもどういったモニタリングをして、その結果どういったことが分かったのかというのを資料として、もらっていないので見直しの妥当性が分

からない。モニタリングの成果以外にもその他の要因を踏まえた見直しをされていると思うのだが、資料1は見直しをした結果の概要であるのならば、当初からの変更点を取りまとめた資料がないので、この資料全部を見れば分かるのかもしれないが、もう少しその点を分かりやすくすべき。

事務局：

おっしゃっていただいたとおりだと思う。各重要拠点区域の指標種が今の時点と10年前とを比較して、どのように変わったのかという点が評価として必要になってくると思うが、ただそのデータとして挙げられるのが、レッドデータブック等の調査結果で現状を把握することは、可能であるが、数値として把握できる性質のものではないので、委員の皆様のご意見や知識をお借りしたいと考えている。

委員：

レッドデータブックのデータをこういった資料に反映することについて、私も過去レッドデータブックの作成に携わってきたのだが、レッドデータブックでは、あくまで個々の種類の保全であるが、実際に守るべきところはその種が生息する地域である。だが、レッドデータブックでは、地域の保全を求めているというのではなく、保全に対する注意のようなものになっている。また、生息場所などは、字数制限もあり書きづらい。ということで、実際にどこでそれを表現するかというと、そういった表現をする場がない状況である。2020年版では、間に合わないが、次の5年後のレッドデータブックの改訂に合わせて、レッドデータブックの執筆者に依頼して、文章はそのままであっても、ある種の生育地の保全についての内容も加えていくべき。現状のレッドデータブックには、いくつか問題があると個々の担当者は感じていると思うが、書ききれない。個々の種を守るには、複数の種類が生息している生息地を守らないといけない。レッドデータブックと長期構想あるいは地域戦略との間の連携、情報のパスをうまく考えていただくと生態回廊にも肉付きがされていくと思う。もう1つ、レッドデータブックについて、一番最初に作成したときは、守るべき地域、地域個体群が明記されていたのでそこに書き込みができたのだが、2010年くらいに予算の関係かなにかで無くなってしまった。何らかの方策でレッドデータブックの担当者の意見を地域保全にフィードバックできるような仕組みみたいなものを考えていただきたい。

委員：

そうすると、コアエリア、生態回廊を設定して、モニタリングを行い、ビオトープがどれくらい機能しているかとか、これをしたことによって成果があったなどを評価する仕組みがないということか。ビオトープネットワーク長期構想は、絵に描いた餅であって、指標はあるが、それをモニタリングしていないので、どうしようもない。それが課題であるということではよろしいか。

事務局：

分析・評価という点が抜け落ちているということだが、調査は、生きもの総合調査という形で、個別のエリアではなくて、滋賀県全体として行っているが、少し性質が異なっている。

委員：

そうすると、そのように噛み合っていない状況をいかに噛み合わせていくかを今後考えていくべきかになると思うので、課題のところしっかりと挙げていくことが必要ではないかと思う。それを検討いただきたい。

委員：

変更案の図を見ると、比良朽木とか霊山、高時川源流部などのかかなり広い地域が重要拠点区域から抜け落ちてしまうということだが、これらの区域を落とされた理由を、先ほども説明されたと思うが、もう少し噛み砕いてご説明いただきたい。もう1つ、資料2の43ページにある重要拠点区域について、ビオトープの「大拠点」「中拠点」「小拠点」という概念について、簡単に説明してほしい。

事務局：

まず、1点目の変更案の図について、色塗りの具合で抜け落ちているように見えてしまっているが、高時川については、重要拠点区域の範囲が増えているエリアである。一方で比良朽木、霊山については、重要拠点区域の範囲が減っている地域である。重要拠点区域の今回の見直しでは、植生を重視した自然度が高いエリアへ変更している。霊山では、ブナクラスの高自然度が高いエリアを重要拠点区域に入れている。ブナクラス以下の下層域の植生のエリアを除いた。より自然度が高いところを生育空間として、そこに生物が生存するという考えで、より自然度が高いブナクラスのところを変更後のコアエリアとして選定している。本来、重要拠点区域を含めるか含めないかをもう少し検討すべきであった場所を今回の見直しのタイミングで合わせて行っている。そのため、安土のエリアについても、田園域ということで自然度が低いところとして重要拠点区域から除いている。

2点目の質問のビオトープの「大拠点」「中拠点」「小拠点」については、従来の「大拠点」「中拠点」「小拠点」の概念と変わってない。「大拠点」については、鈴鹿山脈、伊吹山地、湖北山地などで、「中拠点」については、現状で重要拠点区域に指定されているもの。「小拠点」については、重要拠点区域にはなっていないが、ビオトープを形成しているところである。

委員：

単なる区域の大きさの分類ということか。

事務局：

そのとおりである。

委員：

範囲の見直しの話で、例えば霊山の西側の区域については、自然度がそれほど高くないから外れているという話だったが、そもそもビオトープというのは自然度の高いところだけを想定しているわけではないはずだ。変更後のところにも記載のとおり、類型化では、自然度の低い市街地や田園地もビオトープとして区分されているというわけで、田園だからといって生物がいないというわけではないし、猛禽類であれば、ハイタカ、ムスリ、チョウケンボウは、田園域のネズミとかスズメを捕まえて喰ってるわけなので、田園域がビオトープとして、意味がないわけではないので、それをもって重要拠点区域から外すというのは妥当ではないと思う。特に、霊山の西側の区域は石灰岩地帯で洞窟があって、こうもりもいて、クマタカも営巣している場所なので、植生として、自然度が高くないから重要区域ではないとするのは、少し問題があるのではないかと思う。

事務局：

実際にそのように感じるころはあるが、最初に重要拠点区域が定められたときは、様々な地理情報を1つの白地図に重ねて、重なり大きいところを選んできた。今回、その中で、見直しを行う際に、植生に重きを置いて、エリアとして増やすべきところと減らすべきところを検討し、結論として植生を重視しているところがある。おっしゃる通り、他の生き物の視点に立つと重要な地域が外されている見解もあるので、その点については、専門のご意見として、検討させていただく。

委員：

琵琶湖と河川を繋ぐだけではなくて、孤立している場所、ビオトープ同士を生態回廊によって繋ぐということを検討しないのか。琵琶湖（コア）を中心に、枝状に出たところだけを結んでいるだけに思える。

事務局：

河川以外のところが、エコロジカル・コリドーになぜ入っていないということで、陸域の植生繋がりを以て、コリドーとの必要を図示化すれば、表現は可能であるかと思うが、今の段階での見直しにおいては、難しいので、今後の課題とさせていただきたい。堅田については、植生の自然度が高いわけではないが、選定されている根拠としては、かつて2005年版までの保全すべき群衆群落、レッドデータブックのカテゴリーにあった時代に、堅田丘陵は、両生・爬虫類群集がかなり身近な環境として、重要性が高い丘陵地として、残っており、いわゆる里地・里山で重要なところとして指定している。境界域を定めるのは、非常に難しく、大きな枠組みでの境界域となってしまうのが課題である。奥山については、植生重視で選んでいるが、低山・里地・里山については、植生ベースの視点で選ぶのが困難なので、それぞれの場所ごとに選定の基準が違ってくることもある。

委員：

生態系を活用した防災・減災について、資料2の87ページに記載のある内容は、必ずしも生態系を活用して防災・減災をするという意味ではないと思う。例で挙げられている斜面崩壊の防止や遊水地等の洪水の緩和も、土木的な手法で減災防止策をした結果、派生

的に生態系に役立つ湿地ができるといったような意味ではないか。なので、生態系を活用した防災・減災と書くと語弊がないかと思うが、いかがか。

事務局：

ご指摘のとおりであり、いただいた意見を参考にさせていただきたいと思う。

委員：

日野川から JR あたりまでのところが防災のために切下げされていると思うのだが、堤防の竹や木が全て刈られてしまっているが、生態回廊として効果はよくないと思う。土木交通部が行う工事は、このようなネットワーク長期構想を作っておられる部局の指導下にはないと思うが、同じ県が行う事業として、トップダウンの形で知事からこういうことに配慮して工事をしなさいといったような指導はあるのか。

事務局：

冒頭で申し上げたが、現時点で規制の面を有していない。とはいえ、一定の配慮は必要になってくると思うので、関係部局と詰めていく必要はあると思う。

委員：

長期構想の位置づけのところで、この地域が重要であるとの根拠の資料として使われているということであるが、その根拠が何であるのかというところが各項目のところのみ書かれているだけで、非常に見にくいので、参考にした重要な文献については、巻末に書くべきである。なぜここが重要なのか、ここで指標種となっているものをどこから引用してきたのが全然分からないので、少なくとも本文中に引用されたものを巻末に表示していただく配慮をしていくべきだと思う。

事務局：

参考にする。

委員：

重要拠点区域の決め方について、最初は GIS 等を用いて、植生重視で指定した場所が、地図になっていると理解したのだが、その枠組みで説明したらどうかなと思う。GIS の結果によって、この地域は指定した、あるいは、該当していない地域については、個別に昆虫群集が充実しているとか、歴史的な自然であるという風に、重要拠点区域の根拠を GIS で説明できるものと、説明できないものに関しては、選定した理由を書くとな納得されると思う。

事務局：

冊子の 32・33 ページにありますように、当初に重要拠点区域を決めたときに、植物や鳥獣の重要生息地、希少種の生息地、自然のふれあい推進地域などの情報を重ね合わせ

て、重要拠点区域を決めていったという経緯がある。変更後のところの記載のとおり、自然度の低い市街地や田園地にも重要拠点区域が定められた選定理由があった。

委員：

私は、長浜市に在住しているが、私の若い頃より自然は回復している。当時の伊勢湾台風後に河川の大改修があつて、そのあとの補助整備で、小川のような自然の川が全てなくなつてしまった。現在、ほとんどの田んぼの水路にかなりの魚があがつており、タニシや幻滅状態にあつたホタル、鯉なども増えてきている。かなり回復してきていると思う。高時川、伊吹山などの環境がよければ、支流の川に魚が増え、琵琶湖もよくなる。猛禽類も増えてきて、山鳥も田んぼに出られない状況である。土曜日、日曜日には、県外からゲンゴロウを取りに来る人もいて、自然回復してきていると思う。

委員：

資料1の最後のところで、「社会経済活動へ生物多様性保全の取組み」というところを「生物多様性の主流化」という言葉で、表現されているが少し馴染みがない表現になっているのではないか。生物多様性のためにそれを中心とした生活をするということはないと思うので、ここでの説明内容は、生物多様性に配慮したような持続可能な開発というような説明がよいのではないかと思う。

事務局：

参考にする。

委員：

環境省には、生物多様性主流化室というところを作って世界目標として、生物多様性の主流化を進めているのだが、それを企業の事業活動と結び付けているので分かりにくいと思うのだが、生物多様性の保全は、全ての人類の生存に関わってくることをもとに全ての活動を、生物多様性を考えるものにならなければならないというものであるが、SDGSにも出てきているので、説明を加えて書く必要がある。次回の生物多様性 COP の大きな次期目標になってきそうだと議論されているのは、生物多様性に関わっている人や研究者、生態学者だけでは、生態系は守れないので、農業・林業・経済セクターを次期目標において、いかに関わるようにするかというのが、現在世界で議論されているので、2・3年後を考えると、もう少し企業の積極的な参加や農林水産業者が生物多様性を考えて事業・産業をするといったことを書き込むとよいのではないかと思う。

委員：

今のことに関連して、持続可能な点で言うと、生物多様性だけじゃなくて、循環型社会や脱炭素化など色々含まれると思うが、脱炭素化としての省エネやリサイクル率アップなどは、割と多くの企業が取り組まれている。生物多様性の保全については、現在進行中のところなので、まだできていない生物多様性の保全というところをピックアップして書くということはいいことだと思う。

委員：

資料2の14ページからの「各ビオトープの現状と課題」として、非常に長くなってしまっているので、まず、「特性」を入れて、それから「現状と課題」という形で、2つに分けて書かれると分かりやすくなると思う。

資料2の46ページからの4「ネットワーク化を推進する区域の現状と課題」のところで、現状はある程度書かれているが、課題が書かれていないところがたくさんあるので、モニタリングできていないから書けないということなのか。

委員：

資料2の41ページの表2の網掛け部分については、最新の国有林野施業実施計画図などの情報は、近畿中国森林管理局のホームページに掲載しているので、ご確認いただきたい。保護林については、平成27年に制度の改正があったので名称や区域が変わっているものがあるので合わせて、ご確認いただきたい。

委員：

既に固有種じゃないとなっているところが固有種にあったりしているので細かい修正や気になった点は、後程、事務局の方に連絡するというところでよろしいか。

事務局：

お願いします。

委員：

各委員から出た意見を参考に書き換えと追加すべきところがあれば変更していただくということで、事務局にお返りする。

事務局：

貴重なご意見頂き、ありがとうございます。頂いた意見については、修正作業をさせていただきます、次回の審議会でお示しさせていただきます。次回の審議会は、12月の開催を予定しているのですが、よろしく申し上げます。これをもって、第2回の審議会を終了します。